

店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、<u>日本国内に居住する満18歳以上20歳未満(高校生を除く。)</u>で代理人による同意があること。</p> <p>(3)～(18) (省略)</p> <p>第4条～第42条 (省略)</p> <p><u>令和4年8月20日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、<u>日本国内に居住する未成年者(満18歳以上20歳未満(高校生を除く。))</u>で法定代理人による同意があること、<u>若しくは婚姻者である者。</u></p> <p>(3)～(18) (省略)</p> <p>第4条～第42条 (省略)</p> <p><追加></p>